

指定基準等チェック表（第7表 情報公開が適切）

法人名		チェック欄
7 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	<input type="checkbox"/>	
ロ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意 する しない
イ ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ 各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く。） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第7表は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」（第7表 情報公開が適切）記載要領

項目	記載要領	注意事項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>イ 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>ウ 上記ア又はイに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準等チェック表 (第8、9、10表 事業報告書の提出等)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第8表)

8 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
(a) 有・無	(b) 有・無	(c) 有・無	(d) 有・無	(e) 有・無

指定基準等チェック表 (第9表)

9 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
(a) 有・無	(b) 有・無	(c) 有・無	(d) 有・無	(e) 有・無	申請時 有・無
(注) 指定基準等チェック表(第9表)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

指定基準等チェック表 (第10表)

10 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄
事業年度 月 日～月 日	設立年月日 平成・令和 年 月 日

(注意事項)

- 条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、指定基準等チェック表(第8表及び第10表)は、記載する必要はありません。
- 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準等チェック表(第8表及び第10表)の記載の必要はありません。また、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓑ」については、 指定基準等チェック表(第5 表)のイに記載する各期間 (「Ⓐ」から「Ⓑ」)を示したも のです。

「指定基準等チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓑ」については、 指定基準等チェック表(第5 表)のイに記載する各期間 (「Ⓐ」から「Ⓑ」)を示したも のです。

「指定基準等チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名	チェック欄
指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかるうえ、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。	
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	
イ 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（P55 参照）において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前 1 年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であつた者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの	
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者	
ハ 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者	
二 暴力団の構成員等 ^(注2)	
2 指定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（指定の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」、指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。	
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	
6 次のいずれかに該当する法人	
イ 暴力団	
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	

1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前 1 年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であつた者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
二 暴力団の構成員等の有無	有・無

2 指定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・いいえ
---------------------------------	--------

3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
-----------------------------	--------

4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	はい・いいえ

指定の申請時には上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」を、指定の有効期間の更新の申請時には所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）

5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
6 次のいずれかに該当する法人	

イ 暴力団	はい・いいえ
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

別記第2号様式（第3条関係）

寄附金充当予定事業一覧

特定非営利活動法人の名称

事業名	具体的な事業内容	実施予定期月	実施予定場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	寄附金充当予定期額
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名

初回指定申出時のみ提出

寄附者名簿

閱覽対象外書類

(注意事項)

- 条例個別指定の基準を満たす法人、指定の有効期間の更新を受けようとする法人は、添付の必要はありません。
 - この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります。